

「兵庫県感染症予防計画」 新旧対照表

項	新	旧
P 1	<p>まえがき</p> <p>1 兵庫県のこれまでの取り組み (略)</p> <p>2 感染症の脅威から県民を守るために</p> <p>兵庫県では、感染症の発生予防及びまん延の防止を目的として、感染症患者の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため、兵庫県保健医療計画の感染症に関する分野別計画である「兵庫県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下「予防計画」という。)」を定めているが、本県でのSARS・新型インフルエンザの経験、行政システム委員会の提言、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」(以下「感染症法」という。)の改正、感染症法第9条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」等の改訂及び「新型インフルエンザ検証委員会」の意見を踏まえ、感染症の脅威から県民を守るため、新たな感染症に対しても迅速・的確に対処できる体制の構築、農林部門、動物衛生部門等と連携した動物由来感染症対策の展開、近隣府県等との広域連携強化など、感染症に関する対策の方向性を明らかにして、積極的な施策を展開することとし、感染症法第10条第1項の規定に基づき、予防計画を改訂する。</p> <p>なお、予防計画は、概ね5年間の兵庫県内における感染症対策の方向性を示すものとするが、基本指針の5年ごとの見直し、厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針の改訂、感染症を取り巻く状況の変化等、必要があると認めるときは速やかに改訂するものとする。</p> <p>第1 感染症対策の基本的な考え方</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>まえがき</p> <p>1 兵庫県のこれまでの取り組み (略)</p> <p>2 感染症の脅威から県民を守るために</p> <p>兵庫県では、感染症の発生予防及びまん延の防止を目的として、感染症患者の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため、兵庫県保健医療計画の感染症に関する分野別計画である「兵庫県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下「予防計画」という。)」を定めているが、本県でのSARS・新型インフルエンザの経験、行政システム委員会の提言、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」(以下「感染症法」という。)の改正、感染症法第9条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」等の改訂及び「新型インフルエンザ検証委員会」の意見を踏まえ、感染症の脅威から<u>万</u>県民を守るため、新たな感染症に対しても迅速・的確に対処できる体制の構築、農林部門、動物衛生部門等と連携した動物由来感染症対策の展開、近隣府県等との広域連携強化など、感染症に関する対策の方向性を明らかにして、積極的な施策を展開することとし、感染症法第10条第1項の規定に基づき、予防計画を改訂する。</p> <p>なお、予防計画は、概ね5年間の兵庫県内における感染症対策の方向性を示すものとするが、基本指針の5年ごとの見直し、厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針の改訂、感染症を取り巻く状況の変化等、必要があると認めるときは速やかに改訂するものとする。</p> <p>第1 感染症対策の基本的な考え方</p> <p>1～3 (略)</p>
P 2	<p>4 健康危機管理体制の強化</p> <p>(1) マニュアル等の整備</p>	<p>4 健康危機管理体制の強化</p> <p>(1) マニュアル等の整備</p>

項	新	旧
P 3	<p>県及び保健所を設置する市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市及び<u>明石市</u>、以下「政令市」という。）は、感染症対策マニュアル等（以下、「マニュアル」という。）を整備するとともに、対応困難な原因不明の症例や、重大かつ緊急性のある感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合であっても、速やかに健康危機管理体制が始動できるよう、平常時から準備を整えておき、随時見直しを図る。</p> <p>また、県及び政令市が策定するマニュアルには、発生状況等に応じて想定されるリスク及びリスク対策、対策本部構成員及び設置・解散の基準、対策本部の責任者、各行政組織内の役割分担、情報の入手・伝達方法、報道機関対応、広報内容等について明確化しておくとともに、SARS 等の感染力の強い感染症については、患者搬送体制や医療提供体制等について、具体的な行動計画も定めておく。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> <p>5 適切な役割分担による予防計画の推進</p> <p>(1) 県及び政令市の果たすべき役割</p> <p>県及び政令市は、相互に連携を図りつつ、感染症の発生予防やまん延防止のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 正しい知識の普及 イ 情報の収集、解析・評価と提供 ウ 研究の推進 エ 人材の養成や資質の向上と確保 オ 迅速で正確な調査・検査体制の整備 カ 医療提供体制の整備 <p>等の施策を講ずる。</p> <p>この場合、県及び政令市は、感染症患者等の人権を尊重することが重要である。</p> <p>また、県及び政令市は、迅速かつ適切に感染症対策が講じられるよう、健康福祉事務所（保健所）を中心とした現地解決型の体制整備に努める。</p>	<p>県及び保健所を設置する市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、以下「政令市」という。）は、感染症対策マニュアル等（以下、「マニュアル」という。）を整備するとともに、対応困難な原因不明の症例や、重大かつ緊急性のある感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合であっても、速やかに健康危機管理体制が始動できるよう、平常時から準備を整えておき、随時見直しを図る。</p> <p>また、県及び政令市が策定するマニュアルには、発生状況等に応じて想定されるリスク及びリスク対策、対策本部構成員及び設置・解散の基準、対策本部の責任者、各行政組織内の役割分担、情報の入手・伝達方法、報道機関対応、広報内容等について明確化しておくとともに、SARS 等の感染力の強い感染症については、患者搬送体制や医療提供体制等について、具体的な行動計画も定めておく。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> <p>5 適切な役割分担による予防計画の推進</p> <p>(1) 県及び政令市の果たすべき役割</p> <p>県及び政令市は、相互に連携を図りつつ、感染症の発生予防やまん延防止のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 正しい知識の普及 イ 情報の収集、解析・評価と提供 ウ 研究の推進 エ 人材の養成や資質の向上と確保 オ 迅速で正確な調査・検査体制の整備 カ 医療提供体制の整備 <p>等の施策を講ずる。</p> <p>この場合、県及び政令市は、感染症患者等の人権を尊重することが重要である。</p> <p>また、県及び政令市は、迅速かつ適切に感染症対策が講じられるよう、健康福祉事務所（保健所）を中心とした現地解決型の体制整備に努める。</p>

項	新	旧
P 4	<p>さらに、<u>県立健康科学研究所</u>、<u>神戸市環境保健研究所</u>、<u>姫路市環境衛生研究所</u>、<u>尼崎市立衛生研究所</u>(以下「<u>県及び政令市の衛生研究所</u>」という。)及び<u>兵庫県感染症情報センター</u>は、<u>健康福祉事務所</u>(保健所)に対して、<u>感染症の技術的かつ専門的な支援</u>を行うとともに、<u>県及び政令市の衛生研究所相互の連携強化</u>を図る。</p> <p>加えて、<u>動物由来感染症発生時には、動物愛護センター、家畜衛生部門等は、健康福祉事務所(保健所)が実施する感染症対策と連携し、動物からヒトへの感染防止に必要な対策を講じるとともに、動物由来感染症情報等の収集体制を強化したうえで、その情報等を速やかに健康福祉事務所、市町、獣医師会、動物飼養者等の関係機関に提供する。</u></p> <p>なお、<u>兵庫県は、この計画の実施にあたって、国、近隣府県及び政令市等との連絡・調整等の役割を果たすものとする。</u></p> <p>(2)～(7)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 予防接種の推進</p> <p>(1) 定期の予防接種</p> <p>県は、市町(政令市を含む₂)、医師会等の関係団体と連携し、<u>予防接種の接種率の向上を図るとともに、居住地以外の市町(政令市を含む₂)でも予防接種が受けられる広域的予防接種制度やハイリスクの小児に対する「小児予防接種推進事業」の拡大等を図ることにより、利便性が高くかつ安全に配慮した予防接種が行われるよう、推進体制の強化に努める。</u></p> <p>また、市町(政令市を含む₂)は<u>地域の医師会等と十分な連携を図り、かかりつけ医による個別接種を推進するとともに、かかりつけ医がない対象者が予防接種を安心して受けられるよう、地域の実情に応じた予防接種実施体制の整備に努めつつ、予防接種を実施していく必要がある。</u></p> <p>さらに、<u>県及び市町(政令市を含む₂)は、予防接種に関する正しい知識の普及に努めるとともに、医師会等の協力を得て、予防接種が受けられる場所、機関等の情報についての情報を積極的に提供していく。</u></p>	<p>さらに、<u>県立健康生活科学研究所</u>、<u>神戸市環境保健研究所</u>、<u>姫路市立環境衛生研究所</u>、<u>尼崎市立衛生研究所</u>(以下「<u>県及び政令市の衛生研究所</u>」という。)及び<u>兵庫県感染症情報センター</u>は、<u>健康福祉事務所</u>(保健所)に対して、<u>感染症の技術的かつ専門的な支援</u>を行うとともに、<u>県及び政令市の衛生研究所相互の連携強化</u>を図る。</p> <p>加えて、<u>動物由来感染症発生時には、動物愛護センター、家畜衛生部門等は、健康福祉事務所(保健所)が実施する感染症対策と連携し、動物からヒトへの感染防止に必要な対策を講じるとともに、動物由来感染症情報等の収集体制を強化したうえで、その情報等を速やかに健康福祉事務所、市町、獣医師会、動物飼養者等の関係機関に提供する。</u></p> <p>なお、<u>兵庫県は、この計画の実施にあたって、国、近隣府県及び政令市等との連絡・調整等の役割を果たすものとする。</u></p> <p>(2)～(7)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 予防接種の推進</p> <p>(1) 定期の予防接種</p> <p>県は、市町(政令市を含む)、医師会等の関係団体と連携し、<u>予防接種の接種率の向上を図るとともに、居住地以外の市町(政令市を含む)でも予防接種が受けられる広域的予防接種制度やハイリスクの小児に対する「小児予防接種推進事業」の拡大等を図ることにより、利便性が高くかつ安全に配慮した予防接種が行われるよう、推進体制の強化に努める。</u></p> <p>また、市町(政令市を含む)は<u>地域の医師会等と十分な連携を図り、かかりつけ医による個別接種を推進するとともに、かかりつけ医がない対象者が予防接種を安心して受けられるよう、地域の実情に応じた予防接種実施体制の整備に努めつつ、予防接種を実施していく必要がある。</u></p> <p>さらに、<u>県及び市町(政令市を含む)は、予防接種に関する正しい知識の普及に努めるとともに、医師会等の協力を得て、予防接種が受けられる場所、機関等の情報についての情報を積極的に提供していく。</u></p>

項	新	旧
P 5	<p>加えて、学校教育の場においても、予防接種に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p>なお、県は、市町（政令市を除く。）に対し予防接種の実施に関する技術的支援を行う。</p> <p>また、インフルエンザワクチンについては、県、医師会、医薬品卸業者等が連携し、当該疾患の流行時期を通じて供給不足が生じないように調整し、安定的に供給を図っていく。</p> <p>(2) 臨時の予防接種</p> <p>県は、予防接種法で規定するA類、B類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延を予防するため、緊急の必要があると認めるときは、市町（政令市を含む。）に対して臨時の予防接種を指示するとともに、臨時の予防接種実施体制の構築について、必要な支援を行う。</p> <p>また、厚生労働大臣が二類疾病のうち、まん延予防上緊急の必要性があると政令で定め、県を通じて市町に対して、臨時の予防接種を指示した場合には、県内で円滑に実施できるように市町に対して必要な協力を行う。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第2 感染症の発生予防のための施策</p> <p>1 (略)</p>	<p>加えて、学校教育の場においても、予防接種に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p>なお、県は、市町（政令市を除く。）に対し予防接種の実施に関する技術的支援を行う。</p> <p>また、インフルエンザワクチンについては、県、医師会、医薬品卸業者等が連携し、当該疾患の流行時期を通じて供給不足が生じないように調整し、安定的に供給を図っていく。</p> <p>(2) 臨時の予防接種</p> <p>県は、予防接種法で規定する一類、二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延を予防するため、緊急の必要があると認めるときは、市町（政令市を含む。）に対して臨時の予防接種を指示するとともに、臨時の予防接種実施体制の構築について、必要な支援を行う。</p> <p>また、厚生労働大臣が二類疾病のうち、まん延予防上緊急の必要性があると政令で定め、県を通じて市町に対して、臨時の予防接種を指示した場合には、県内で円滑に実施できるように市町に対して必要な協力を行う。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第2 感染症の発生予防のための施策</p> <p>1 (略)</p>
P 6	<p>2 感染症発生動向調査</p> <p>(1) 情報の収集、分析及び提供</p> <p>① 県感染症情報センター</p> <p>県は、感染症の情報を収集及び解析・評価し、県民や医師等の医療従事者に対して積極的に提供するため、<u>県立健康科学研究所</u>に県感染症情報センター（基幹地方感染症情報センター）を設置する。</p> <p>県感染症情報センターは、県全体の患者・病原体情報を収集、解析・評価し、その結果を国立感染症研究所、県感染症主管課や各地方感染症</p>	<p>2 感染症発生動向調査</p> <p>(1) 情報の収集、分析及び提供</p> <p>① 県感染症情報センター</p> <p>県は、感染症の情報を収集及び解析・評価し、県民や医師等の医療従事者に対して積極的に提供するため、<u>県立健康生活科学研究所</u>に県感染症情報センター（基幹地方感染症情報センター）を設置する。</p> <p>県感染症情報センターは、県全体の患者・病原体情報を収集、解析・評価し、その結果を国立感染症研究所、県感染症主管課や各地方感染症</p>

項	新	旧
P 8	<p>情報センター等に情報提供する。 なお、動物を含めた感染症のサーベイランス情報等が県感染症情報センターで一元的に把握できる体制を整備する。 ②～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 感染症予防対策における関係機関及び関係団体との連携 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、県及び政令市の感染症対策部門、食品衛生部門や生活衛生部門等が適切に連携を図ることを基本に、学校、社会福祉施設、企業等の関係機関及び団体等とも連携を強化する。 さらに、国と県及び政令市との連携体制、県と市町（政令市を含む）の連携体制、これら行政機関と医師会等の医療関係団体との連携体制を強化する。 また、蚊を媒介とする感染症の対策については、地域の実情に応じて、関係市町、地元住民等と連携して、地域環境の改善や家庭等への啓発を行う。 なお、駆除に際し、実施者や周辺住民への健康に留意するとともに生活環境も考慮し、過剰な消毒や駆除とならないようにする。</p> <p>第3 感染症のまん延防止のための施策 I (略)</p> <p>II まん延防止体制 1～3 (略)</p>	<p>情報センター等に情報提供する。 なお、動物を含めた感染症のサーベイランス情報等が県感染症情報センターで一元的に把握できる体制を整備する。 ②～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 感染症予防対策における関係機関及び関係団体との連携 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、県及び政令市の感染症対策部門、食品衛生部門や生活衛生部門等が適切に連携を図ることを基本に、学校、社会福祉施設、企業等の関係機関及び団体等とも連携を強化する。 さらに、国と県及び政令市との連携体制、県と市町（政令市を含む）の連携体制、これら行政機関と医師会等の医療関係団体との連携体制を強化する。 また、蚊を媒介とする感染症の対策については、地域の実情に応じて、関係市町、地元住民等と連携して、地域環境の改善や家庭等への啓発を行う。 なお、駆除に際し、実施者や周辺住民への健康に留意するとともに生活環境も考慮し、過剰な消毒や駆除とならないようにする。</p> <p>第3 感染症のまん延防止のための施策 I (略)</p> <p>II まん延防止体制 1～3 (略)</p>
P13	<p>4 感染症の病原体等検査体制の確立</p>	<p>4 感染症の病原体等検査体制の確立</p>

項	新	旧
P13	(1) (略)	(1) (略)
P14	<p>(2) 県及び政令市における感染症の病原体等検査体制の整備</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 検査機能の充実</p> <p>県及び政令市は、県及び政令市の衛生研究所等の役割に応じて、必要な検査機器等の整備を計画的に行うように努める。</p> <p>加えて、<u>県立健康科学研究所</u>は、民間の検査機関においても、四類、五類感染症の病原体等の検査ができるよう、同研究所が有する検査技術の提供等を行い、県内での検査実施体制を強化する。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(2) 県及び政令市における感染症の病原体等検査体制の整備</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 検査機能の充実</p> <p>県及び政令市は、県及び政令市の衛生研究所等の役割に応じて、必要な検査機器等の整備を計画的に行うように努める。</p> <p>加えて、<u>県立健康生活科学研究所</u>は、民間の検査機関においても、四類、五類感染症の病原体等の検査ができるよう、同研究所が有する検査技術の提供等を行い、県内での検査実施体制を強化する。</p> <p>5～6 (略)</p>
	<p>III 医療提供体制</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p>	<p>III 医療提供体制</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p>
P15	<p>(2) 感染症指定医療機関の役割</p> <p>感染症指定医療機関においては、感染の危険性のレベルに応じた院内感染防止対策を行い、良質で適切な医療の提供を行うとともに</p> <p>ア 感染症患者に対して、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境の確保に努めること</p> <p>イ 通信の自由が確保されるよう実効ある必要な措置を講ずること</p> <p>ウ 患者がいたずらに不安に陥らないように、心身の状況を踏まえつつ十分な説明とカウンセリング（相談）を行うこと等が重要である。</p> <p>また、感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び<u>国立研究開発法人国際医療研究センター</u>との連携体制を強化する。</p>	<p>(2) 感染症指定医療機関の役割</p> <p>感染症指定医療機関においては、感染の危険性のレベルに応じた院内感染防止対策を行い、良質で適切な医療の提供を行うとともに</p> <p>ア 感染症患者に対して、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境の確保に努めること</p> <p>イ 通信の自由が確保されるよう実効ある必要な措置を講ずること</p> <p>ウ 患者がいたずらに不安に陥らないように、心身の状況を踏まえつつ十分な説明とカウンセリング（相談）を行うこと等が重要である。</p> <p>また、感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び<u>国立国際医療センター</u>との連携体制を強化する。</p>

項	新	旧
P15	<p>2 感染症に係る医療の提供体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県における感染症に係る医療の提供体制</p> <p>ア 感染症指定医療機関</p> <p>県は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうちから、厚生労働大臣が定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第1種感染症指定医療機関を指定することになっており、県では、神戸市立医療センター中央市民病院及び、県立加古川医療センターを指定している。</p> <p>ただし、患者の病状等から移送が困難な場合は、感染症法の規定により、県又は政令市が適当と認める医療機関に入院勧告等を行い、<u>国立研究開発法人国際医療研究センター</u>等、関係機関の協力を得て患者の治療を実施し、感染症のまん延防止を図る。</p> <p>加えて、兵庫県保健医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）の見直しが行われた場合等は、必要に応じて新たな医療機関を指定する等、適切な医療提供体制を確保する。</p>	<p>2 感染症に係る医療の提供体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県における感染症に係る医療の提供体制</p> <p>ア 感染症指定医療機関</p> <p>県は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうちから、厚生労働大臣が定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第1種感染症指定医療機関を指定することになっており、県では、神戸市立医療センター中央市民病院及び、県立加古川医療センターを指定している。</p> <p>ただし、患者の病状等から移送が困難な場合は、感染症法の規定により、県又は政令市が適当と認める医療機関に入院勧告等を行い、<u>国立国際医療センター</u>等、関係機関の協力を得て患者の治療を実施し、感染症のまん延防止を図る。</p> <p>加えて、兵庫県保健医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）の見直しが行われた場合等は、必要に応じて新たな医療機関を指定する等、適切な医療提供体制を確保する。</p>
P16	<p>イ 第2種感染症指定医療機関（結核除く）</p> <p>県は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうちから、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第2種感染症指定医療機関に指定する。</p> <p>第2種感染症指定医療機関は、県内の二次保健医療圏（医療法(昭和23年法律205号)第30条の4第2項第7号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として1カ所指定することにしており、県下における第1種、第2種感染症指定医療機関の位置は別図1のとおりである。</p>	<p>イ 第2種感染症指定医療機関（結核除く）</p> <p>県は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうちから、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第2種感染症指定医療機関に指定する。</p> <p>第2種感染症指定医療機関は、県内の二次保健医療圏（医療法(昭和23年法律205号)第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として1カ所指定することにしており、県下における第1種、第2種感染症指定医療機関の位置は別図1のとおりである。</p>

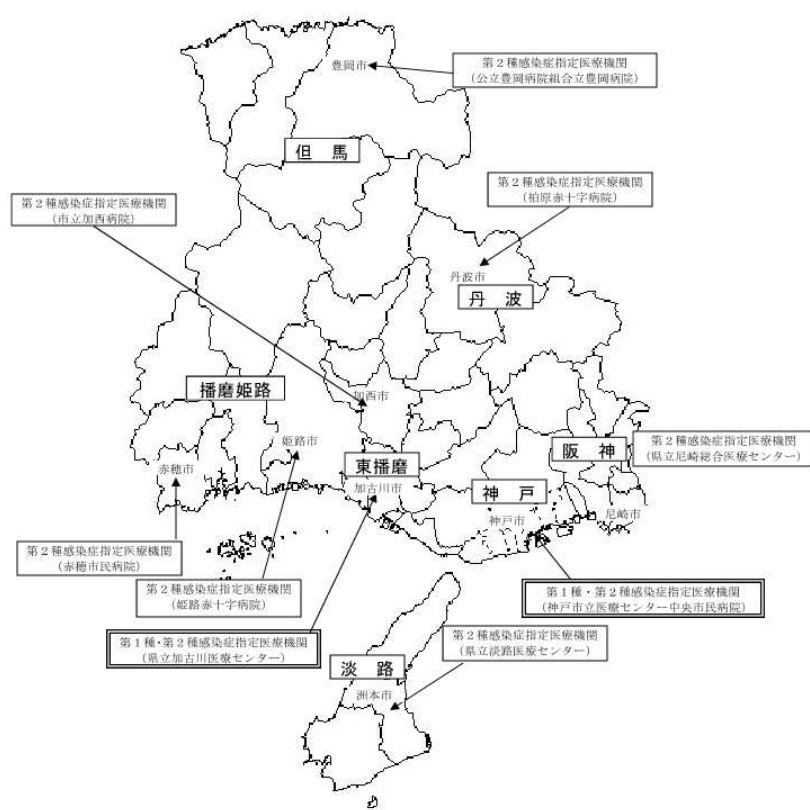
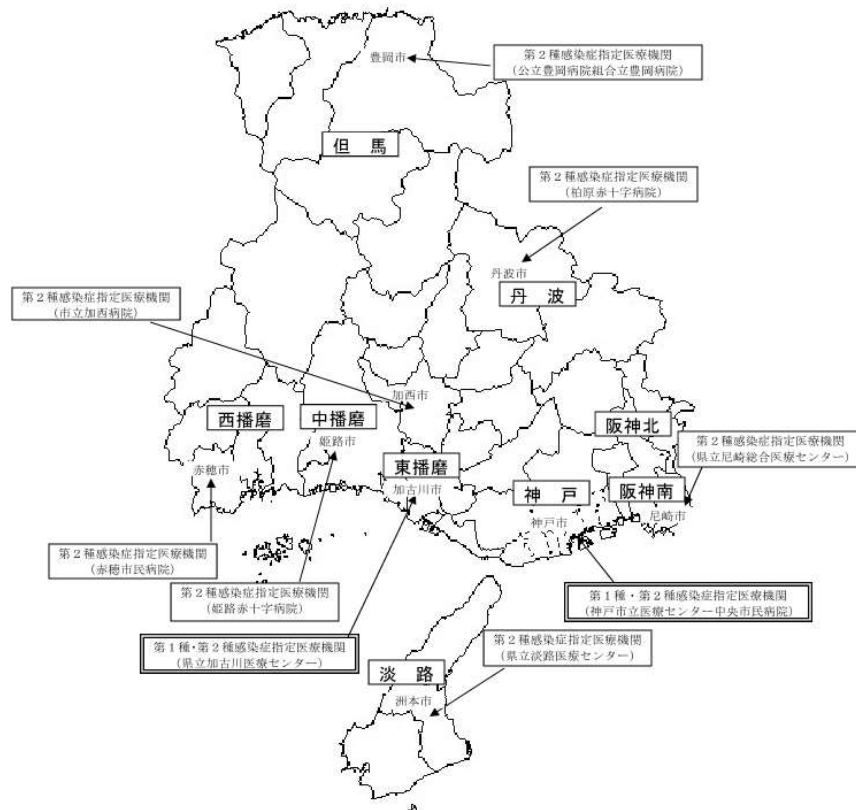
項	新	旧
P17	<p>なお、兵庫県保健医療計画の見直しが行われた場合等は、必要に応じて新たな医療機関を指定する等、医療の提供体制を確保する。</p> <p>ウ 第2種感染症指定医療機関（結核）（略） エ 結核指定医療機関（略） オ 第1種及び第2種感染症指定医療機関の辞退（略） カ 感染症指定医療機関への指導（略） キ 結核指定医療機関への指導（略）</p> <p>第2種感染症指定医療機関 二次保健医療圏域 阪神 播磨姫路</p> <p>第2種感染症指定医療機関 神戸市立西神戸医療センター 医療法人千水会赤穂仁泉病院</p> <p>(3)～(5)（略）</p>	<p>なお、兵庫県保健医療計画の見直しが行われた場合等は、必要に応じて新たな医療機関を指定する等、医療の提供体制を確保する。</p> <p>ウ 第2種感染症指定医療機関（結核）のない圏域での対応（略） エ 第2種感染症指定医療機関（結核）（略） オ 結核指定医療機関（略） カ 第1種及び第2種感染症指定医療機関の辞退（略） キ 感染症指定医療機関への指導（略） ク 結核指定医療機関への指導（略）</p> <p>第2種感染症指定医療機関 二次保健医療圏域 阪神南 阪神北 中播磨 西播磨</p> <p>第2種感染症指定医療機関 西神戸医療センター 赤穂仁泉病院</p> <p>(3)～(5) 略</p>
P19	<p>3 その他感染症に係る医療の提供体制</p> <p>(1) 一般医療機関の役割</p> <p>感染症患者の医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることから、<u>一般医療機関</u>においても、国や県等から提供された感染症に関する情報について積極的に把握するとともに、院内感染を防止するため、標準予防策等感染症のまん延防止のための必要な措置の徹底を図る。</p> <p>また、感染症患者の人権を尊重し、良質で適切な医療の提供に努める。</p>	<p>3 その他感染症に係る医療の提供体制</p> <p>(1) 一般医療機関の役割</p> <p>感染症患者の医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることから、<u>一般の医療機関</u>においても、国や県等から提供された感染症に関する情報について積極的に把握するとともに、院内感染を防止するため、標準予防策等感染症のまん延防止のための必要な措置の徹底を図る。</p> <p>また、感染症患者の人権を尊重し、良質で適切な医療の提供に努める。</p>

項	新	旧
P21	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>県及び市町(政令市を含む。)は、患者等の人権に最大限に尊重し、感染症の発生動向に関する適切な情報の提供、感染症とその予防に関する正しい知識の普及啓発等を実施する。</p> <p>また、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。</p> <p>さらに、県民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防に努めるとともに、感染症患者の人権を尊重する。</p> <p>なお、エイズ・HIVについては、個別施策層(施策の実施において特別に配慮を必要とする人々)として、青少年、外国人、MSM(男性間で性的接触を行う者)等に対する啓発を強化する。</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>県及び市町(政令市を含む)は、患者等の人権に最大限に尊重し、感染症の発生動向に関する適切な情報の提供、感染症とその予防に関する正しい知識の普及啓発等を実施する。</p> <p>また、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。</p> <p>さらに、県民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防に努めるとともに、感染症患者の人権を尊重する。</p> <p>なお、エイズ・HIVについては、個別施策層(施策の実施において特別に配慮を必要とする人々)として、青少年、外国人、MSM(男性間で性行為を行う者)等に対する啓発を強化する。</p>
P21	<p>2 啓発と人権の尊重のための方策</p> <p>(1) 県及び市町(政令市を含む。)の役割</p> <p>県及び市町(政令市を含む。)は、あらゆる機会を活用して、予防についての正しい知識の定着、感染症患者等の人権の尊重等のため、必要な施策を講ずる。</p> <p>また、健康福祉事務所(保健所)は、県民に対して感染症についての情報提供を適宜行うとともに、必要に応じて相談等の体制を整備する。</p> <p>さらに、長期休業前には、学校を経由して家庭に時節に応じた情報提供を行い、感染症の発生防止に必要な知識の普及啓発を図る。</p> <p>(2) 個人情報の流出防止対策</p> <p>県及び市町(政令市を含む。)は、患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起を行う。</p>	<p>2 啓発と人権の尊重のための方策</p> <p>(1) 県及び市町(政令市を含む)の役割</p> <p>県及び市町(政令市を含む)は、あらゆる機会を活用して、予防についての正しい知識の定着、感染症患者等の人権の尊重等のため、必要な施策を講ずる。</p> <p>また、健康福祉事務所(保健所)は、県民に対して感染症についての情報提供を適宜行うとともに、必要に応じて相談等の体制を整備する。</p> <p>さらに、長期休業前には、学校を経由して家庭に時節に応じた情報提供を行い、感染症の発生防止に必要な知識の普及啓発を図る。</p> <p>(2) 個人情報の流出防止対策</p> <p>県及び市町(政令市を含む)は、患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起を行う。</p>

項	新	旧
P22	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 関係機関との連携 県及び市町（政令市を含む。）は、国、都道府県及び市町（政令市を含む。）間における連携を図るため、定期的な情報交換を行う。 また、エイズ・HIV感染予防の啓発において、啓発を強化する必要がある層のうち、NPO等の民間ボランティア団体が実施する方が適切な場合は、当該団体と連携して実施する。</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 関係機関との連携 県及び市町（政令市を含む。）は、国、都道府県及び市町（政令市を含む。）間における連携を図るため、定期的な情報交換を行う。 また、エイズ・HIV感染予防の啓発において、啓発を強化する必要がある層のうち、NPO等の民間ボランティア団体が実施する方が適切な場合は、当該団体と連携して実施する。</p>
P22	<p>第6 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <p>1 施設内感染の防止</p> <p>(1) 県及び市町（政令市を含む。）の役割 県及び市町（政令市を含む。）は、病院、診療所、社会福祉施設等が、感染症の発生防止やまん延防止のための必要な対策を講じることができるよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報、研究の成果をこれらの施設の開設者又は管理者等に適切に提供する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 動物由来感染症対策</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第6 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <p>1 施設内感染の防止</p> <p>(1) 県及び市町（政令市を含む。）の役割 県及び市町（政令市を含む。）は、病院、診療所、社会福祉施設等が、感染症の発生防止やまん延防止のための必要な対策を講じることができるよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報、研究の成果をこれらの施設の開設者又は管理者等に適切に提供する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 動物由来感染症対策</p> <p>(1) (略)</p>
P23	<p>(2) 情報収集 県及び政令市は、積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有状況に係る調査をいう。）により、広く情報を収集する。 このため、健康福祉事務所（保健所）、動物愛護センター、食肉衛生検査センター、<u>県立健康科学研究所</u>、家畜衛生部門等が連携した体制を整備</p>	<p>(2) 情報収集 県及び政令市は、積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有状況に係る調査をいう。）により、広く情報を収集する。 このため、健康福祉事務所（保健所）、動物愛護センター、食肉衛生検査センター、<u>県立健康生活科学研究所</u>、家畜衛生部門等が連携した体制を</p>

項	新	旧																		
P26	<p>する。 また、感染症の病原体を媒介するネズミ族及び昆虫等の病原体保有検査、蚊の発生動向調査等の実施により監視体制を強化する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7～第8</p> <p>別表 1</p> <p>医療圏域 <u>阪神</u></p> <p><u>播磨姫路</u></p> <p>STD定点の主たる標榜科目の内訳</p> <table border="0" data-bbox="246 1069 784 1244"> <tr> <td>保健所</td> <td>産婦人科</td> <td>泌尿器科</td> </tr> <tr> <td>加古川</td> <td><u>2</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>24</u></td> <td>21</td> </tr> </table>	保健所	産婦人科	泌尿器科	加古川	<u>2</u>	<u>2</u>	計	<u>24</u>	21	<p>整備する。 また、感染症の病原体を媒介するネズミ族及び昆虫等の病原体保有検査、蚊の発生動向調査等の実施により監視体制を強化する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7～第8</p> <p>別表 1</p> <p>医療圏域 <u>阪神南</u> <u>阪神北</u></p> <p><u>中播磨</u> <u>西播磨</u></p> <p>STD定点の主たる標榜科目の内訳</p> <table border="0" data-bbox="1209 1069 1792 1244"> <tr> <td>保健所</td> <td>産婦人科</td> <td>泌尿器科</td> </tr> <tr> <td>加古川</td> <td><u>4</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>26</u></td> <td><u>19</u></td> </tr> </table>	保健所	産婦人科	泌尿器科	加古川	<u>4</u>		計	<u>26</u>	<u>19</u>
	保健所	産婦人科	泌尿器科																	
加古川	<u>2</u>	<u>2</u>																		
計	<u>24</u>	21																		
保健所	産婦人科	泌尿器科																		
加古川	<u>4</u>																			
計	<u>26</u>	<u>19</u>																		

項	新			旧				
P27	別表 2	感染症診査協議会の設置状況			別表 2	感染症診査協議会の設置状況		
		設置健康福祉事務所	感染症診査協議会の管轄区域	当該健康福祉事務所		設置健康福祉事務所	感染症診査協議会の管轄区域	当該健康福祉事務所
		宝塚健康福祉事務所	阪神保健医療圏域 (尼崎市、西宮市除く)	芦屋、宝塚、伊丹		宝塚健康福祉事務所	阪神南・阪神北保健医療圏域 (尼崎市、西宮市除く)	芦屋、宝塚、伊丹
		加古川健康福祉事務所	東播磨保健医療圏域 (明石市除く)	加古川		加古川健康福祉事務所	東播磨保健医療圏域	加古川、明石
		加東健康福祉事務所	北播磨・播磨姫路保健医療圏域 (龍野・赤穂健康福祉事務所管内、 姫路市除く)	加東、中播磨		加東健康福祉事務所	北播磨・中播磨保健医療圏域 (姫路市除く)	加東、中播磨
		赤穂健康福祉事務所	播磨姫路保健医療圏域 (中播磨健康福祉事務所管内、姫路 市除く)	龍野、赤穂		赤穂健康福祉事務所	西播磨保健医療圏域	龍野、赤穂
		豊岡健康福祉事務所	但馬保健医療圏域	豊岡、朝来		豊岡健康福祉事務所	但馬保健医療圏域	豊岡、朝来
		丹波健康福祉事務所	丹波保健医療圏域	丹波		丹波健康福祉事務所	丹波保健医療圏域	丹波
		洲本健康福祉事務所	淡路保健医療圏域	洲本		洲本健康福祉事務所	淡路保健医療圏域	洲本
		神戸市保健所	神戸市	神戸市		神戸市保健所	神戸市	神戸市
		姫路市保健所	姫路市	姫路市		姫路市保健所	姫路市	姫路市
		尼崎市保健所	尼崎市	尼崎市		尼崎市保健所	尼崎市	尼崎市
		西宮市保健所	西宮市	西宮市		西宮市保健所	西宮市	西宮市
		あかし保健所	明石市	明石市				

項	新	旧
P28	<p data-bbox="264 279 347 303">別図 1</p> <p data-bbox="392 311 884 343">第1種・第2種感染症指定医療機関（兵庫県）</p>  <p data-bbox="616 1348 683 1372">- 28 -</p>	<p data-bbox="1249 263 1332 287">別図 1</p> <p data-bbox="1377 295 1881 327">第1種・第2種感染症指定医療機関（兵庫県）</p>  <p data-bbox="1601 1356 1668 1380">- 28 -</p>

